

## 社会保障の給付要件としての貢献・地位・地位の積み上がりについての考察 —日本とカナダの基礎年金及びベーシック・インカム相互性の構造についての分析から

星 野 秀 治

### 要旨

本稿は、R.グッディンの分析枠組みを用いて、国民年金保険料全額免除期間にかかる老齢基礎年金の給付や同様に拠出を要件としないカナダのOAS年金、ベーシック・インカムの議論で論じられている給付の分析を行い、それらの異同を探ることを目的とする。

第1章で課題を設定した後、第2章では、グッディンの3つの分析軸を参考にして本稿の分析枠組みを示し、また、諸概念の整理を行った。第3章では日本の老齢基礎年金について、第4章ではカナダのOAS年金について、第5章ではベーシック・インカムについて分析し、第6章では、「地位の積み上がり」による社会保障給付について考察した。

その結果、以下の事が明らかになった。国民年金の中には、様々な相互性のパターンを見出せること（3.1と3.2）。そして、老齢基礎年金の給付のパターンは、貢献原理による給付、地位の原理による給付、「参加所得」の原理による給付、補償の原理による給付、の4つの原理による給付に分類される可能性があること（3.4）。老齢基礎年金の下層（国庫負担分）と、カナダのOAS年金、ベーシック・インカムは、地位の原理による給付として、共通点を見出すことができること（4.3と5.3）である。ただし、ベーシック・インカムが居住という「地位」のみを要件とする給付であるのに対して、国民年金保険料全額免除期間にかかる給付とカナダのOAS年金は「地位の積み上がり」を要件としており、その構造が異なることに留意が必要である（第6章）。

はじめに

1. 課題の設定
2. 分析の方法と諸概念の整理
  - 2.1 「多様な互惠性」と「相互性の構造」について
  - 2.2 「権利」と「義務」「責任」について
  - 2.3 3つの分析枠組みについて
3. 日本の基礎年金についての分析
  - 3.1 基礎年金における相互性の構造についての分析
  - 3.2 老齢基礎年金における相互性の構造についての分析
  - 3.3 考察
4. カナダのOAS年金についての分析
  - 4.1 カナダのOAS年金の概要
  - 4.2 分析
  - 4.3 考察——カナダのOAS年金と日本の老齢基礎年金との異同について
5. ベーシック・インカムについての分析
  - 5.1 BI構想で想定されている給付の概要
  - 5.2 分析
  - 5.3 考察——老齢基礎年金の下層やカナダOAS年金はBI的と言えるか？
6. 「地位の積み上がり」による社会保障給付についての法的考察
7. おわりに

## はじめに

前稿「基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察——保険料免除期間の算入の問題を中心に」<sup>1</sup>では、保険料免除期間にかかる老齢基礎年金の給付について、その法的な特殊性を指摘した。すなわち、保険料免除期間にかかる老齢基礎年金の給付は、拠出によるものではないため、その財産権的保障について拠出を伴う給付と同様には議論が出来ないが、一方では、保険料を免除された事が積み上がっている事を要件とするため、福祉年金等の貢献を要件としない他の社会扶助方式の年金とも異なる性質を持つ、というものである。

本稿は、日本の基礎年金を「相互性の構造 (structures of mutuality)」に着目して分析し、そこに様々なパターンが見出されることを明らかにした上で、保険料免除期間にかかる老齢基礎年金の給付について、同様に拠出を要件としないカナダのOAS年金や、ベーシック・インカム（以下、BIと略す場合がある）構想で想定されている給付との異同に着目して考察を加えるものである。

第1章では、「多様な互惠性 (diverse reciprocity)」をめぐる議論を紹介し、それが、現行の社会保障の制度の分析の視座としても有効であることを示す。

第2章では、まず、分析の前提となる「多様な互惠性」と「相互性の構造」、そして、「権利」と「義務」「責任」といった概念に対する本稿の立場を示し、次に、分析に用いる3つの分析枠組み（①条件性、②時間性、③通貨性）を説明する。

第3章、第4章、第5章は、具体的な分析である。第3章では、日本の基礎年金について、「相互性の構造」の観点から分析し、そこに様々なパターンが見出されることを明らかにする。第4章では、カナダのOAS年金について、その概要を示した上で、「相互性の構造」の観点から分析し、日本の老齢基礎年金との異同について考察を加える。第5章は、BIについて、その概要を示して分析を加えた上で、地位に基づく給付として、日本の老齢基礎年金の下層（国庫負担分）やカナダのOAS年金と同じと看做しうるかという問いを立てるものである。

第6章は、第5章の問いを受けて、社会保障の給付要件としての「地位」<sup>2</sup>と「地位の積み上がり」の違いについて、法的検討を試みるものである。

## 1. 課題の設定

社会保障法学においては、社会保険の対価性についての議論が蓄積されてきた<sup>3</sup>。一方、社会政策の領域では、文化人類学などの成果を受けて、「互惠性」や「互酬性」の観点からの議論が提起されている。

平野寛弥 [2012] は、社会政策における「互酬性」<sup>4</sup>の変遷を、その構造に着目して比較分析するものである。平野によれば、社会政策における「互酬性」は、福祉国家の黄金期における支配的言説である『贈与関係』、福祉国家再編期における支配的言説としての「福祉契約主義」、福祉国家再編期における対抗言説としての「多様な互酬性」に大別される。『贈与関係』は、R. ティトマス『贈与関係 *The Gift Relationship*』(Titmuss [1970]) に代表されるもので、1950年代から70年代初頭の「福祉国家の黄金時代」における代表的な互酬性論とされる。ティトマスは、イギリスの献血システムで採用されている匿名性の原理に注目し、そこでは諸個人が利他的な動機をもつがゆえに自発的に贈与を行っていると考え、このような利他主義の浸透のためにNHSなどの普遍主義的な制度が必要であるとした。「福祉契約主義」は、1970年代半ばから80年代以降の福祉国家再編期において支配的言説となったものであり、従来の権利主義的なシティズンシップに代って、シティズンシップにおける義務や責任の重要性を強調し、市民は社会的権利の享受と引き換えに労働の義務を果たさなければならないとするものである。「多様な互酬性 (diverse reciprocity)」<sup>5</sup>は、これに対する対抗言説として登場したものであるとされる<sup>6</sup>。

平野は、「多様な互酬性」をグッディンの「相互性の構造 (structures of mutuality)」の分析枠組みを用いて分析した上で<sup>7</sup>、『贈与関係』は「同胞愛の精神」の共有によるもので、それに依拠する互酬性が成立する可能性は低いとする<sup>8</sup>。また、「多様な互酬性」における、貢献についての新たな理解が現時点で広く支持されているとは言いがたく、現実妥当性という点で困

難を抱えていると指摘した上で<sup>9</sup>、その社会構想としての可能性が論じられる。

しかし、平野の「多様な互酬性」や、田村哲樹 [2008] の「多様な互惠性」などで指摘される reciprocity の「多様性」は、現行の社会保障制度において既に見受けられるように思われる。例えば、年金給付は原則として保険料の拠出を前提とするが、第3号被保険者や育児休業中の厚生年金保険料の免除期間など、本人の拠出がなくとも相当する給付が見受けられる場合がある。ここにおいて、現行の社会保障制度に見受けられる「多様性」について、それぞれが、どのようなタイプの相互性にあたるのかの分析が、まずはなされる必要があると考える<sup>10</sup>。

そこで、本稿では、グッディンの用いる3つの分析枠組みを用いて日本とカナダの年金制度とBIの構造を分析することとする（目的①）。その上で、保険料免除期間にかかる老齢基礎年金の給付について、同様に拠出を要件としないカナダのOAS年金や、BIの議論で想定されている給付との異同について考察する（目的②）。そして、それをふまえて、それらがどのような法的な差異を有しているかについての検討をなす（目的③）。

## 2. 分析の方法と諸概念の整理

第2章では、分析の前提となる「多様な互惠性」「相互性の構造」や、「権利」と「義務」「責任」といった概念について、本稿の立場を示した上で、本稿の用いる分析枠組みである3つの分析枠組みについての説明をする。

### 2.1 「多様な互惠性」と「相互性の構造」について

「多様な互惠性 (diverse reciprocity)」はフィッツパトリックによって提起された概念であるが、その捉え方には、論者によって幅がある。

平野 [2012] は、「互酬性 (reciprocity)」は、交換行為そのものではなく「贈与や交換行為の形態を規定する関係概念」であるとした上で、互酬性を「それぞれの市民が社会的権利と市民的義務をもっている関係」<sup>11</sup>とする。しかし、

このような平野の「互酬性」概念については、ここでは保留して論を進めたい。これらが「それぞれの市民」の関係に着目する抽象度の高い議論であるのに対し、本稿は自然人と保険者や国の関係の言及に留まるものだからである。

この点について、本稿では、田村 [2008:100] のように、「多様な互恵性」(diverse reciprocity) を、有償労働のみを価値あるものとして評価しない互恵のあり方、という意味の限りにおいての理解に留め、現行の社会保障制度の「多様性」を分析する際の視座として用いることにしたい。そして、実際の分析にあたっては、平野 [2012] と同様に、グッディンの提示する「相互性の構造 (structures of mutuality)」についての3つの分析枠組み依って分析を進めることとする。「相互性 (mutuality)」については、「互恵性 (reciprocity)」よりも、より形式的な面に着目した概念と位置づけておきたい<sup>12</sup>。

## 2.2 「権利」と「義務」「責任」について

### (1) 「権利」について

平野 [2012] は、グッディンなどの議論を受けて、権利を「ある行為を履行すること、あるいは、履行しないことができる資格」と定義する。しかし、実定法の分析や、構想としてのBIについて論じる際には、その重層的な意味合いを把握しておいた方がよいと考える。そこで、法理学の田中成明による、権利の重層構造の整理を確認しておきたい。

田中 [2011]<sup>13</sup>は、法的権利を、回復的権利と第一次的権利との重層構造として把握すべき事を指摘する<sup>14</sup>。その上で、法的権利が普遍主義的な互恵的規範関係<sup>15</sup>を前提とする「相関的な権利義務」を公権についてもできるだけ妥当させようとする在り方には限界があり、「義務者が、特定個人から不特定少数者、さらに私的な個人・団体から国家などの公権力機関へと拡散し、また、社会権のように、国家の義務の内容・範囲が不確定なものとなると、相関的権利義務関係の思想と論理だけでは、それらの多様な法的関係を的確にとらえきれなくなっており、従来 of 法律学的権利論の限界にも眼を向ける必要がある」(田中 [2011:222])として、従来、自由権や免除権の一種として位置

づけられてきた人権にとどまらない社会権的基本権を射程にに入れて考察をすすめる。

すなわち、人権は、「基本的に、人間が何らかの地位・役割を占めていたり特定の能力をもっていたりすることによってではなく、人間がただ人間であるということだけによって、無条件かつ不可変的に、等しく保持するのが当然とされている権利であり、もともと何らかの法的その他の制度的規範に先立って、それとは独立に存在するという意味で、本来的に道徳的義務と理解するのが妥当」<sup>16</sup>とされる。その上で、人権を、道徳的基礎を持った権利であると同時に、「憲法によって保障された実定法的権利として、…司法的保護・救済を請求する権原 (entitlement) ともなる権利」<sup>17</sup>として、伝統的な法的権利との由来・機能との差異を認めながらも、それを権利として観念する。

そして、①ある事柄に対してそれを求める道徳的権原をもつと確信した者が、それに対する人権があると主張する段階、②ほとんどの国でその人権の実現に必要な手段が利用可能であり、正当と認められた批判道徳のなかでその権利を支える義務が存在している段階、③すべての人びとがこの領域で実効的な社会的ないし法的権利をもっていると主張できる段階、といった (マルティンらの) 道徳的権利としての人権の生成過程の段階に着目した区分を紹介し、「人権の存在構造の解明は、…わが国のように、…私権が人権と一体不可分のものとして意識・主張されがちな法文化のもとでは、人権の法的制度化過程が、法的権利一般についての第一次的権利義務関係の生成とその回復的権利による裏付けの獲得の過程を最も鮮明に示していることからみても、重要な意義をもっている」[2011:234-235]として、佐藤幸治の議論を紹介する。

すなわち、佐藤 [1995:393-] は、人権概念を、①背景的権利 (それぞれの時代の人間存在にかかわる要請に応じて種々主張され、法的権利を生み出す母体として機能する権利)、②法的権利としての人権 (主として憲法規定上根拠をもつ権利)、③具体的権利 (裁判所に対してその保護・救済を求め、法的強制措置の発動を請求しうる権利) の3つのレベルに大別する。

田中 [2011] は、これらを、「回復的権利の裏付けを欠き第一次的権利に

とどまっている法的権利」としての抽象的権利 (①②) と、「回復的権利によって裏付けられた法的権利」<sup>18</sup>としての具体的権利 (③) とに区別する。そして、環境権をはじめとする新しい人権が、抽象的権利から具体的権利へと展開したことを踏まえ、抽象的権利も、“法的”関係として法理学的考察の視野のなかに取り込む必要性を指摘する<sup>19</sup>。

以上のような議論をふまえるならば、平野のいう権利は、①背景的権利、②憲法規定上根拠を持つ人権、③回復的権利たる具体的権利の三重の構造のうち理解することができるだろう。そして、「多様な互恵性」において議論されるもののうち、BIに関するものは、①背景的権利のレベルのものであり、現行制度にみられる第3号被保険者や育児休業中の厚生年金保険料免除にかかる老齢基礎年金の問題などは、回復的権利たる③具体的権利のレベルのものとして位置づけることができるだろう<sup>20</sup>。

## (2) 「義務」「責任」について

平野 [2012] は、グッディンや岡野八代<sup>21</sup>の議論を受け義務を「原理や規則に基づいて命じられる行為」、責任を「特定の結果の達成を引き受けること」とする<sup>22</sup>。「権利」が多義的であり、整理が必要であったように、「義務 (duty / obligation)」と「責任 (responsibility)」も多義的<sup>23</sup>であり整理が必要である。しかし、「責任」について民法上に限っても様々な用法があるところ、「義務」と「責任」についての一般的な整理をここでは為すことはしない。ただし、回復的権利たる具体的権利に対応した法的な義務と、背景的権利に対応する義務、憲法規定上根拠を持つ人権に対応する義務、その他の義務 (自己自身に対する義務や未来の世代等権利を持たない者に対する義務など) は区別しておくことは必要であろう。そのことによって、実際に「相互性の構造」の分析をする際に、そこで論じられる「義務」がどのレベルでのものかが区分できるようになるからである。



### (3) 本節での整理と具体的な分析との関わり

以上のように、具体的な社会保障の制度を分析する際には、それが、回復的権利やそれに対応する法的義務に関するものなのか、それとも、第一次的権利やそれに対応する義務あるいは特定の権利に対応しない義務<sup>24</sup>など法的権利義務関係ではないものについての規範的なものなのかについて、区別して議論される必要がある。社会保障法学において、立法指針としての「自由」や「自律」の価値などを論じたり<sup>25</sup>、BIについて論じたりする場合<sup>26</sup>などは、後者のレベルでの義務が重要となる。

本稿においても、具体的な制度の分析にあたって、①法的権利義務関係のレベルでの義務と、②法的権利義務関係と言うことのできないものを含む規範的なレベルでの義務とを区別して、それぞれの次元での相互関係を検討することにする。本稿で着目する「相互性の構造」は、必ずしも厳密な法的権利義務関係として把握される訳ではないからである。例えば、国民年金保険料における拠出について、それを受給権者に対する何らかの義務として位置づけることも可能であろうが、回復的権利に対応する法的義務のレベルでは、被保険者の保険者に対する納付義務の側面しか把握できない。しかし、「多様な互恵性」という観点から現実の社会保障制度を分析するにあたっては、法的義務のみならず、前者のような意味での義務の「相互性」への着目こそが重要となる。

### 2.3 3つの分析枠組みについて

平野 [2012] はグッディンの3つの分析枠組みのうち、「通貨性 (currency)」を「範囲 (coverage)」に置き換え、「条件性 (conditionality)」、「時間性 (temporality)」、「範囲 (coverage)」により規範的言説の分析をなしている。しかし、本稿では、グッディンの「通貨性」を維持し、①「条件性 (conditionality)」、②「時間性 (temporality)」、③「通貨性 (currency)」の3つの分析枠組みを維持して制度の分析をしたい。「範囲」も、分析枠組みとして重要であるが、本稿が分析の目標とする「相互性」の“多様さ”の析出にあたっては「通貨性」の観点が欠かせないと考えるからである。グッ

ディンの提示する3つの分析枠組みは以下のようなものであり、それぞれに複数のモデルが存在するとされる。

①「条件性 (conditionality)」の分析枠組みは、〈自分の他者に対する義務〉と〈他者の自分に対する義務〉の関係における「相互の責務」(mutual obligation) を、条件性の視角からみたものである。ここでは、3つのパターンが見受けられるとされる。すなわち、モデル1：「相互的ではあるが独立」(mutual but independent)、モデル2：「相互に依存しつつも条件付けられていない」(mutually dependent but unconditional)、モデル3：「相互に条件付けられている」(mutually conditional)、である。すなわち、モデル1では、自分も他者も相手に対する義務を負っているが、他者の自分に対する義務は、自分の他者に対する義務の理由になっていない（「YがXについての責任を負っていることを理由としない形で、Yへの責任を負っている」(Goodin [2002:584])。モデル2では、自分の他者に対する義務の理由は、他者の自分に対する義務にあるが、他者が義務を履行しないことで自分の義務が免除されるわけではない。モデル3では、自分の他者に対する義務の理由は他者の自分に対する義務にあり、かつ他者が義務を履行しなければ自分も義務を履行しないというものであるとされる。

②「時間性 (temporality)」の分析枠組みは、相互の義務がいつ果たされるかに着目するものである。ここでは以下の3つのパターンが見受けられるとされる。すなわち、モデルA：「同時的 (synchronous) な相互の義務」(ワークフェアなどがこれにあたる)、モデルB：「通時的 (diachronic) な相互の義務」(この場合、Xの義務は「プリペイド」になっている)、モデルC：「偶発的 (contingent) な相互の義務」(火事などにおける「相互扶助 (mutual aid)」などがこれにあたる) である。

③「通貨性 (currency)」の分析枠組みは、何と何とが「相互」となっているのかに関するものである。これについて、グッディンは次の5つのパターンがあるとする。すなわち、モデル i：「何らかの利益 (some good) を報いる義務」(クリスマスプレゼントなどがこれにあたる)、モデル ii：「同

じもの (same goods) を報いる義務」、モデル iii : 「客観的に等しい利益であるものを報いる義務」(シュンペーターが唱えた適正価格がこれにあたる)、モデル iv : 「受取人の主観的な考えから等しい利益とされるものを報いる義務」、モデル v : 「寄贈者の主観的な考えから等しい利益とされるものを報いる義務」(グッディンはワークフェアがこれにあたるとして非難する) である。

本稿は、原則として、これらグッディンの3つの分析枠組みを採用することとする。ただし、③通貨性については、グッディンの分析とは若干異なった分析を行う。すなわち、グッディンのそれが、「等価性」に近い着眼点からのものであるのに対して、本稿のそれは、「何と何とが」対応しているのかに着目するものである。具体的には、年金(金銭)が、保険料(金銭)と対応しているのか、それとも、「金銭とは別の形での貢献」や「居住していたことによる地位」<sup>27</sup>などと対応しているのか、といったことに着目することになる。

分析にあたっては、グッディンが指摘するように、「強い権利は強い義務を前提とする」ということについての、正確な理解が、前提として意識されなければならない<sup>28</sup>。すなわち、ホーヘルドやハートが指摘したように、「権利を持つ」ということが、(a) XはYが約束を果たす義務の下にある履行についての直接的な受益者であり、(b) Xは(道義的にまたは法的に) Yの義務によって束縛された履行を要求することもしないこともできる、ということの意味するならば、「対応する義務が負われることなしには、誰も権利を持ち得ない」ということが帰結される。しかしながら、そのことは、「Xの権利はYの義務と相互に関係がある (correlate)」と述べているに過ぎず、「Xの権利とX自身の義務との間に何かの必然的な相互関係 (correlation) がある」(Goodin [2002:581]) ということの意味するのではない。つまり、そのことは、人々は責任や義務を受け入れることなしには権利を享受できないということの意味するのではなく、「相関的な義務 (correlative duty)」を負う「他の誰か (some else)」抜きには誰も権利を享受できない、ということの意味するに過ぎない<sup>29</sup>。

### 3. 日本の基礎年金についての分析

平野 [2012] は、社会政策における「互酬性」をめぐる規範的言説を時系列的に整理し、それが、『贈与関係』から「福祉契約主義」へと遷移し、その対抗言説として「多様な互酬性」が登場したことを指摘して、その可能性を論じるものであった。

これに対し、本稿は、具体的な制度の分析として、『贈与関係』に親和的な制度と「福祉契約主義」に親和的な制度との間に“多様な”相互性<sup>30</sup>が現に広がっていることについて、その「多様性」を描き出すことを目的としている。本章では、日本の基礎年金における諸給付について、そこにおける“多様な”相互性をグッディンの3つの分析枠組みを用いて分析する。

#### 3.1 基礎年金における相互性の構造についての分析

国民年金における相互性が多様であることは、特に障害年金について考えると理解しやすい。障害基礎年金は、一般に、拠出を要件として、リスク発生時に給付される。この場合、相互性の形は、①条件性においてはモデル2であり、②時間性においてはモデルC：「偶発的な相互の義務」に該当し、③通貨性においては保険料（金銭）と年金（金銭）が対応しているものとして理解できる。

しかし、障害基礎年金においては、このパターンに当てはまらないパターンが数多く存在する。例えば、学生納付特例が適用中の者の場合、保険料の拠出義務は猶予されており保険料の拠出はないが、リスク発生時には障害基礎年金が給付される。この場合の相互性の形は、①条件性においてはモデル2<sup>31</sup>であり、②時間性において偶発的であることまでは同様であるが、③通貨性においては、学生という地位の認定と年金（金銭）が対応しており、金銭と金銭との対応関係ではない。同様のことは、若年者猶予、第3号被保険者などにも当てはまり、また、遺族基礎年金においても同じようなパターンをとるため、これらを保険料と年金給付に「対価性」がある一般のパターンに対する単なる例外として処理することは適切ではないと考えられる。そう

ではなく、基礎年金における「相互性の構造」には、多様な形態があると思われるべきであろう（障害基礎年金は保険料の拠出期間や免除の有無に関わらず一定の額が給付されるのに対して、老齢基礎年金はそうではないといった金額の算出の仕方においても、その多様性を見出すことができる。）。

そして、保険原理がより強く働くとされる<sup>32</sup>老齢基礎年金に限定しても、このような多様性は見受けられる。次に、老齢基礎年金について、「相互性の構造」がどのように多様であるのかについて、より詳しく見てゆくことにする。

### 3.2 老齢基礎年金における相互性の構造についての分析

分析にあたっては、前稿（星野 [2013]）を踏まえて、老齢基礎年金は上層（保険料分）と下層（国庫負担分）<sup>33</sup>に二分して考えることができるものとし、満額の保険料納付をした期間、第3号被保険者の期間、若年者猶予を適用されている期間などについての老齢基礎年金との相互性の構造を分析することにする（すべてを網羅的に分析するものではない）。

その場合に、法的な意味での権利義務関係をまず把握した後に、規範的なレベルでの「相互性の構造」について、グッディンの3つの分析枠組みを用いて分析を進めることとする。後者の分析は、2.2(3)で指摘したように、第一次的権利やそれに対応する義務あるいは特定の権利に対応しない義務など法的権利義務関係ではないものまでも対象に含むものである。

#### (1) 保険料の全額納付期間と老齢基礎年金の上層（保険料分）における相互性の構造

国民年金保険料と老齢基礎年金の上層（保険料分）に関して、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、国民年金は強制加入であり、日本国内に住所を有する20歳から60歳未満の者は、原則として被保険者となり（強制加入）、被保険者Xは、保険者Y<sup>34</sup>に毎月定められた保険料を納付する義務を負っている。一方、Xが65歳に到達した時に、YはXに老齢基礎年金を支給しなければならない。ただし、Xが保険料納付義務を

不当に履行しなかった等の理由により、その受給要件を満たさない場合、Yは特殊な例外を除き老齢基礎年金を支給する義務を負わない。

次に、相互性の構造について分析すると以下ようになる。①条件性においては、保険料の納付と老齢基礎年金の間には強い牽連性が認められるものの、私保険のように任意に解除することは出来ない為、モデル3ではなくモデル2であると言える。②時間性においては、65歳への到達は障害年金のような偶発的なリスクではない為、モデルB「通時的な相互の義務」に分類されよう。そして、③通貨性においては、保険料と年金とが対応しており、金銭と金銭の対応パターンになっていると言える。

## (2) 申請免除期間と老齢基礎年金の下層（国庫負担分）における相互性の構造

申請免除により保険料を拠出していなかった期間について、老齢基礎年金の支給にあたっては、全額納付済期間の1/2として算入されることについて、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、国民年金は強制加入で定額の保険料となっているが、所得が低く拠出能力がないなどの場合、被保険者Xは保険者Yに対して保険料の免除を申請することができる。保険料免除基準により全額免除が認められた場合、XのYに対する保険料拠出義務は解除される。一方、Xが65歳に到達した時に、YはXに老齢基礎年金を支給しなければならないが、全額免除されていた期間についてXによる追納がなされていない場合、その期間は全額納付済期間の1/2として算入される。

次に、相互性の構造について分析すると以下ようになる。①条件性においては、モデル2に位置づけることができるだろう。②時間性においても、(1)と同じく、モデルB「通時的な相互の義務」に分類される。しかし、③通貨性においては、保険料の納付などの貢献は見いだせないから、日本国内に住所を有する被保険者であり、保険料の免除を認められていたという地位と、全額納付済期間の1/2相当の年金が対応しており、地位と金銭の対応パターンになっている。

### (3) 育児休業期間中の厚生年金保険料の免除と老齢基礎年金における相互性の構造

育児休業中の厚生年金保険料の免除を受けた期間が、老齢基礎年金の支給にあたって、全額納付済期間と同様に算入されることについて、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、一定の要件を満たす場合、被用者Xは厚生年金の被保険者となり、事業主Aとともに、保険者Yに対して厚生年金保険料を負担する義務を負う。しかし、Xの育児休業期間中においては、被保険者Xと事業主A<sup>35</sup>の保険料拠出義務は免除される（免除分の財源の補填は、国庫負担ではなく、厚生年金の他の被保険者と事業主負担の保険料により負担される）。一方、Yが65歳に到達したときに、YはXに老齢基礎年金を支給しなければならないが、Xが育児休業期間中の厚生年金保険料の免除を受けていた期間について、減額はなされず、全額納付済期間と同様に算入される。

次に、相互性の構造について分析すると以下ようになる。①条件性においては、モデル2に位置づけることができるだろう。②時間性においては、(1)と同じく、モデルB「通時的な相互の義務」に分類される。そして、③通貨性においては、子育てを年金制度や社会保障制度の維持に貢献しうる活動と評価するものといえ<sup>36</sup>、「金銭とは別の形での貢献」と、年金（金銭）が対応している。有償労働以外の貢献と金銭給付とが対応している当該形態は、年金制度における「多様な互惠性」について考察する上で、重要なポイントとなるだろう。

### (4) 第3号被保険者期間と老齢基礎年金における相互性の構造

第3号被保険者であった期間について、老齢基礎年金の支給にあたって、全額納付済期間と同様に算入されることについて、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、国民年金は強制加入で定額の保険料となっているが、被用者保険の被保険者である配偶者Aに扶養されているXは、届出により第3号被保険者となり、直接の保険料納付義務を負わな

くなる。Xが65歳に到達した時に、YはXに、その期間を納付済期間と同様に算入した老齢基礎年金を支給しなければならない。ただし、Xが届出を懈怠していた場合においては、特殊な例外を除き、そうではない。

次に、相互性の構造について分析すると以下ようになる。①条件性においては、モデル2に位置づけることができるだろう。②時間性においては、(1)と同じく、モデルB「通時的な相互の義務」のパターンに該当する。そして、③通貨性においては、「被用者の配偶者としての地位」と、保険料全額納付済期間に相当する年金（金銭）が対応しており、地位と金銭の対応パターンになっている。これらは、第2号被保険者の非扶養配偶者の年金権を保障する観点からのものであり、配偶者としての家族責任を果たしていることがある程度想定されてはいるものの、厳密なものではないから、(3)と同様に「金銭と別の形での貢献」と金銭とが対応するパターンと看做すことには、一定の保留が必要であろう。

#### (5) 学生納付特例、若年者猶予と老齢基礎年金における相互性の構造

学生納付特例、若年者猶予であった期間について、老齢基礎年金の支給にあたって、その額にはまったく算入されないことについて、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、国民年金は強制加入で定額の保険料となっているが、学生の身分を有していたり30歳未満である場合、被保険者Xは、届出により特例として保険料納付義務を解除される。Xが65歳に到達した時に受給要件を満たしていれば、保険者YはXに老齢基礎年金を支給しなければならないが、猶予されていた期間についてXによる追納がなされていない場合、その期間は老齢基礎年金の額に全く反映されない。

次に、相互性の構造について分析すると以下ようになる。①条件性においては、判断が難しいが、追納が想定されてはいる（猶予である）ものの、非常に強い拋出と給付の連関を前提としていて、その発想は(2)のパターンよりモデル3に近いという事ができるだろう。②時間性においては、(2)と同じく、モデルB「通時的な相互の義務」の枠組み中にあるといえる。③通貨性



においては、対応する給付がないので、判別できない。しかし、学生について、特に大学院生の研究や研究を補助する活動を有償労働以外の価値あるものとしてある程度評価できるとすれば、(3)に準じた扱いをすべきと言うこともできるように思われる<sup>37</sup>。

#### (6) 拉致被害者・残留孤児・冤罪被害者と老齢基礎年金における相互性の構造

拉致被害者・残留孤児・冤罪被害者について、国民年金に加入できなかった期間について、老齢基礎年金の支給にあたって、全額納付済期間と同様に算入することについて、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、自然人Xが、国家の作用等、個人の責に帰すことの困難な事由によって国民年金に加入できなかった期間について、Yが特例的にXに対して老齢基礎年金を支給する義務を負う。Xは特例法に基づきYに対してそれを請求することができる。

相互性の構造については、②時間性については他と同様であるものの、①条件性、③通貨性においては、(1)～(5)などはまったく異なっており、本稿では判断を保留したい。ただ、ピーテルスの言う社会補償的な給付の類型に該当する可能性を指摘することはできよう<sup>38</sup>。

### 3.3 考察

以上の分析から、以下の2点を指摘することができよう。

第一に、国民年金全体における諸給付のあり方を分析する(3.1)と、とりわけ、②時間性と、③通貨性において、様々なパターンが見受けられ、相互性の構造に「多様性」があると言うことができる。すなわち、学生納付特例の期間中に初診日のある障害基礎年金は、②時間性において偶発的であり、③通貨性において地位と金銭が対応しているものであり、全額保険料を納付した期間に対応した老齢基礎年金は、②時間性において通時的であり、③通貨性において金銭と金銭が対応している。

第二に、分析の対象を老齡基礎年金と保険料の拠出等の関係に限定した場合においても、特に③通貨性において多様な相互性の構造のパターンが見受けられる。すなわち、全額保険料を納付していた期間については、それに対応して老齡基礎年金が支給され、金銭と金銭とが対応するパターンをとっている（正当な手続を経ずに保険料の拠出義務を履行しなかった場合、受給要件に影響し老齡基礎年金が不支給になる場合があり、また、その期間が老齡基礎年金に算入されない）。これに対し、低所得で負担能力がない等の理由により正当な手続によって保険料の拠出義務が全額免除された場合、その期間は、申請による全額免除や法定免除では1/2として老齡基礎年金に算入される（地位と金銭が対応するパターン）。また、育児休業中の厚生年金保険料免除期間については、「金銭と別の形での貢献」と金銭とが対応する形態と看做すことができ、第3号被保険者の期間については、本人の保険料の拠出はないものの保険料納付済期間と同様に老齡基礎年金に反映される（地位と金銭との対応のパターン）<sup>39</sup>。さらに、0/2の反映となる学生納付特例や若年者猶予もあり（地位と金銭との対応もないパターン）、3.2(5)で触れた拉致被害者に支給される老齡基礎年金のように社会補償制度（social compensation schemes）<sup>40</sup>ともいうべき性質のものも存在する。これらについては十分に考察することができなかつたが、①条件性の次元から再考される必要があるだろう。

最後に、これらと原理的な問題との関係について触れておきたい。西村淳[2013]は、英豪の年金と生活保護の制度史と法理念について考察し、そこに地位原理と貢献原理のせめぎあいを見出したが、そこでいう地位原理（「地位」に基づく権利）と貢献原理（「貢献」に基づく権利）は、老齡基礎年金に見受けられる多様な相互性の構造と関係があるように思われる。すなわち、前稿（星野[2013]）で指摘した、保険料の納付実績と比例関係にある老齡基礎年金の上層（保険料負担分）は貢献原理により、全額免除されていた期間の算入である老齡基礎年金の下層（国庫負担分）は地位原理によると言えるのではないだろうか。この点、育児休業中の厚生年金保険料の免除期

間についての老齡基礎年金は、アトキンソン<sup>41</sup>のいう「参加所得」に近い性格を持つといえ、逆に、学生納付特例などは、「参加所得」的なものも地位原理によるものも認められないものと言うことが出来るだろう。さらに、拉致被害者に支給される老齡基礎年金のように、補償の原理によるものも言うべきものも存在する。このように、老齡基礎年金について、貢献原理によるもの、地位原理によるもの、「参加所得」的な貢献原理によるもの、補償原理によるもの、の4種にカテゴライズすることが可能のように思われる。

#### 4. カナダのOAS年金についての分析

次に、日本の老齡基礎年金とは異なり、税方式が採られているカナダのOAS年金について分析の対象とする。カナダのOAS年金は、カナダでの居住期間が支給の要件となっており、老齡基礎年金の下層（国庫負担分）と同様の性質をそこに見出すことができると考えるからである。また、後述のように、カナダのOAS年金に、BIと通底する性質を見出す議論もなされてきており、それらの制度の異同について、つぶさに検討することにも意味があると考えられる。

##### 4.1 カナダのOAS年金の概要

###### (1) カナダの年金制度の概要

カナダの年金制度は、いわゆる「三階建て」として理解されている。

一階部分は、老齡保障法（Old Age Security Act：以下、OASA）による老齡所得保障制度（Old Age Security program：以下、OAS）であり、「OAS年金（Old Age Security Pension：これを「老齡基礎年金」と訳すものに岩崎利彦 [2008：141] があり、筆者も原則としてカナダのOAS年金は「老齡基礎年金」と訳出して問題はないと考える<sup>42</sup>が、本稿では日本の老齡基礎年金との混同を避けるためOAS年金の語を用いる。）」と、「補足所得保障（GIS：Guaranteed Income Supplement）<sup>43</sup>」、「加給手当（Allowance）<sup>44</sup>」からなっている。これらは、連邦政府の一般財源からなる公的年金制度であ

る。OAS年金の額は最高で\$546.07（2013年6月時点）<sup>45</sup>と普遍的な年金給付としては比較的高い水準を保っている<sup>46</sup>。

二階部分は、労使が保険料を折半する所得比例の社会保険で、「カナダ年金制度（Canada Pension Plan：以下CPP）」または「ケベック年金制度（Quebec Public Pension Plan：以下QPP）」であり、併せて「カナダ／ケベック年金制度」（以下C/QPP）と呼ばれる。これら一階部分と二階部分の公的年金を総称して「カナダ公的年金制度（Canadian Public Pension System）」と呼ばれている。

三階部分は、私的年金であり、税制の優遇措置があるものとして、企業年金である「登録企業年金制度（Registered Pension Plan：RPP）」と、個人年金である「登録退職貯蓄年金制度（Registered Retirement Saving Plan：RRSP）」がある。

本章では、一階部分の基礎をなすOAS年金を分析の対象として取り上げるが、カナダのOAS年金は、財源方式に留まらず、多くの点で日本の老齢基礎年金と性質を異にすることに留意が必要である。すなわち、①発展史的にも異なる変遷を経ている（C/QPPよりも先にできた）こと<sup>47</sup>、②GISと加給手当により低いOAS年金の受給者に対しても実質的に最低所得保障がなされる仕組みになっていること<sup>48</sup>、③障害年金などの制度とは別立していること<sup>49</sup>、などである。

## (2) カナダのOAS年金の概要

現行のOAS年金は、18歳になってからカナダに40年以上居住していることを条件として、65歳から、勤労期間の有無とは無関係に満額受給できる公的老齢年金（1952年7月1日以前生まれの者は25年の在住で満額受給できる）である。18歳以上になってから最低10年間カナダに在住していれば、受給資格が発生する。ただし、高所得の高齢者に対しては、月々の給付時に減額して支給される仕組み（いわゆるクローバック・システム）が1989年の改革以降、導入されている<sup>50</sup>。

カナダのOAS年金は、被用者年金であるC/QPPよりも先に出来た点で、国民年金よりも厚生年金の方が先に出来た日本と異なる。その背景には、連邦国家としてのカナダの歴史の変遷がある<sup>51</sup>。連邦政府が年金制度に関わるようになったのは1927年の「老齢年金法（Old Age Pension Act）」の成立以降であり、これにより各州政府が管理・運営していた70歳以上の高齢者に対する厳しいミーンズテスト付きの公的老齢年金に対して、その費用の1/2を負担することとなった<sup>52</sup>。しかし、この段階では連邦政府は直接の運営者ではなかった。連邦政府が直接の運営者となるのは、1951年の「老齢所得保障法（Old Age Security Act）」からで、これにより、カナダに10年以上居住する70歳以上のすべての高齢者を対象にした普遍的な年金が支給されることになり<sup>53</sup>、これまで各州政府がおこなってきた公的老齢年金を引き継ぐかたちで、連邦政府が老齢基礎年金（OAS年金）が支給されることとなった。1977年、OAS年金の支給に際しての居住条件が変更され、18歳になってから、カナダに1年居住するごとに1年につき1/40ずつ居住期間が加算され、40年以上居住していれば、満額受給できるように改められた<sup>54</sup>。以降、1989年にクローバック・システムが導入されるなどの変化があったが、大きな変動はなく<sup>55</sup>、現在に至っている。

## 4.2 分析

保険料などの納付を要件とせず、カナダに10年間以上居住している場合に支給されるカナダのOAS年金は、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、カナダのOAS年金は、保険料の納付などの特別の貢献を要件としておらず、カナダに10年以上居住していた自然人Xに対して、連邦政府Yは、OAS年金の支給をしなければならない。Xが実際に納税義務を果たしたか否かは、給付の内容に影響を与えない。ただし、Xの所得が一定の水準を超えた場合において、OAS年金を払い戻す制度（クローバック・システム）が導入されている。

次に、相互性の構造について分析を行う。①条件性については、非常に位置づけが難しいが、「YがXについての責任を負っていることを理由としな

い形で、Yへの責任を負っている」(Goodin [2002: 584]) とまでは言えず、なおモデル1:「相互的ではあるが独立」ではなく、モデル2:「相互に依存しつつも条件付けられていない」の枠内であると考え。もっとも、本稿は保険者や政府と自然人との関係を分析の対象としており、自然人と自然人との関係に言及できていない。この為、この点について自然人と自然人との関係の次元での検討がなされれば違った分類がされることもあり得るであろう。次に、②時間性においては、一応、モデルB「通時的な相互の義務」のパターンに分類することができるだろう。最後に、③通貨性においては、保険料の納付などの貢献は見いだせないから、カナダ国内に居住していたという地位と、OAS年金が対応しており、地位と金銭の対応パターンになっていると言うことができるだろう。この点、1977年改正による普遍性の後退(居住要件年数の導入)は、非常に大きな変化であったと評価することができよう。

#### 4.3 考察——カナダのOAS年金と日本の老齢基礎年金との異同について

以上の分析をふまえてカナダのOAS年金と日本の老齢基礎年金にみられた“多様な”相互性を振り返るならば、カナダのOAS年金は、その相互性の構造において、申請免除期間と老齢基礎年金の下層(国庫負担分)における相互性の構造(3.2(2))と近似している。つまり、①条件性において条件付けが非常に弱く、②時間性において通時的であり、③通貨性において、前者は「日本国内に住所を有する被保険者であり、保険料の免除を認められていたという地位」と年金(金銭)、後者は「カナダに居住していたという地位」と年金(金銭)が対応しており共通点を見出すことができる。

ただし、日本の老齢基礎年金の下層(国庫負担分)と、カナダのOAS年金とに通底した原理を見出すことには、なお慎重であるべきであろう。日本の国民年金は社会保険方式をとっており、申請免除のケースも、「免除を認められていたという地位」を必要とする(本人の申請と行政庁による義務の解除を必要とする)点で大きく異なるからである。さらに、カナダではOASの中にOAS年金とは別にGISが整備されていて、それが実質的に最低

所得保障として機能している点にも留意が必要である。

## 5. ベーシック・インカムについての分析

### 5.1 BI構想で想定されている給付の概要

パリースは、「(1)その人が進んで働く気がなくとも、(2)その人が裕福であるか貧しいかにかかわらず、(3)その人が誰と一緒に住んでいようと、(4)その人がその国のどこに住んでいようと、社会の完全な成員すべてに対して政府から支払われる所得」(Parijs [1995=2009:57])とする。また、武川正吾 [2008:24] は、BIEN (Basic Income Earth Network) の「ベーシック・インカムとは、無条件で全員に対して個人単位で交付される所得であって、交付にあたっては資力調査や就労要件がない」という定義を受けて、BIを「無条件性と個人単位という2つの条件をもった現金給付」だとする。本稿では、この武川の定義を採用したい。

### 5.2 分析

年齢や所得にかかわらず支払われるBIは、法的権利義務関係のレベルでは次のように整理できよう。すなわち、政府Yは、自然人Xに対してBIを支給しなければならない。Xが納税等の義務を果たしたか否かは、給付の内容に影響を与えない。

次に、BIの相互性の構造についてみてみよう。①条件性については、カナダOAS年金と同様、非常に位置づけが難しいが、「YがXについての責任を負っていることを理由としない形で、Yへの責任を負っている」(Goodin [2002:584]) とまでは言えず、なおモデル1:「相互的ではあるが独立」ではなく、モデル2:「相互に依存しつつも条件付けられていない」の枠内であると考える。この点について、本稿は保険者や政府と自然人との関係を分析の対象としており、自然人と自然人との関係に言及できていない為、カナダのOAS年金の場合と同じく、自然人と自然人との関係の次元での検討がなされれば違った分類がされることもありうるだろう。次に、②時間性において

は、モデルA：「同時的な相互の義務」のパターンに分類されるだろう（②時間性においては、BIがどのように具体的に制度化されるかによるが、年齢などの条件が設定されないならば、基本的に、モデルAに分類されるだろう）。最後に、③通貨性においては、保険料の納付などの貢献は見いだせないから、当該政府の管轄圏内に居住して「いる」という地位と、BIが対応しており、「地位」と「金銭」の対応パターンになっているとすることができるだろう。

### 5.3 考察——老齡基礎年金の下層やカナダOAS年金はBI的と言えるか？

以上の分析により、日本の老齡基礎年金の下層（国庫負担分）と、カナダのOAS年金、BIは、①条件性、③通貨性において、共通する側面を持つということが出来る。すなわち、それぞれにおいて、①条件性については、モデル1に近いモデル2と理解でき、③通貨性においては、地位と金銭の対応パターンとなっている点で共通している。

実際に、日本の老齡基礎年金における国庫負担の割合の拡大をBI性の拡大とする言説がなされることがある<sup>56</sup>。また、カナダOAS年金について、財源があれば全人口をカバーできるような給付に拡張できるので部分BI (Partial Basic Income) であるとする論者も存在する<sup>57</sup>。また、「ベーシック・インカム型年金」という概念を用いて、各国の基礎年金制度を比較する研究も登場してきている<sup>58</sup>。

では、果たしてこれは、法的な観点から見ても共通する構造を持つと見做することができるであろうか。いわゆる「ベーシック・インカムのな性格」<sup>59</sup>とは何かを考える際にも、この事は重要であるように思われる。第6章ではこのことについて考察する。

## 6. 「地位の積み上がり」による社会保障給付についての法的考察

法的な構造についてみるならば、日本の老齡基礎年金の下層（国庫負担分）と、カナダのOAS年金、BIには、大きな差異があるように思われる。すなわち、本稿では武川 [2008] の定義を採用し、BIを、「無条件性と個人単位



という2つの条件をもった現金給付」と理解した。しかし、この点においてカナダOAS年金は、①年齢要件があること、②住居等の要件があること(1977年改正以降)、の2点でBIとは異なる。また、老齢基礎年金の下層(国庫負担分)については、確かに無拠出で受給できるパターンもあるが、例えば申請免除の場合、行政処分による免除がなされていなければ老齢基礎年金に算入されないなど、BIとは大きな違いがある。

これら、カナダOAS年金や、日本の老齢基礎年金における下層(国庫負担分)は、従来、社会手当とされてきたものとも異なる性質を持っている。すなわち、児童手当やいわゆる20歳前障害への障害基礎年金など従来、社会手当と看做されてきたもの、あるいは第3号被保険者や申請免除者の扶養家族などに対する遺族年金の給付などは、リスク発生時の地位に基づいて給付をなしている(「積み上がり」を要件としない)が、カナダOAS年金や、日本の老齢基礎年金における下層部分は、ある地域に居住していたこと<sup>60</sup>や免除期間といった地位が「積み上がっている」ことを要件として支給される。

この点に着目すると、従来、公的扶助でも社会保険でもないものとして位置づけられてきた社会手当的な給付を、さらに「地位を要件とするもの(児童手当など)」「地位の積み上がりを要件とするもの」とに2分する事ができよう。両者は、異時点の立法者の政治決定と財産権的保障に関する議論<sup>61</sup>のレベルにおいて、法的にも異なる性質を有するものと理解されるべきである<sup>62</sup>。すなわち、「地位の積み上がり」を要件としないものについては、将来の立法者がそれを減額あるいは消滅させた場合に、財産権的な主張がし難い。これに対して、「地位の積み上がり」を要件とするものについては、拠出(貢献)を要件とする社会保険受給権の財産権保障と同様の強さではないにしろ、財産権的あるいは何らかの公権的な権利等から、それを不当と主張する論理を展開しうる可能性があるだろう<sup>63</sup>。

この点、第3号被保険者にかかる年金給付については、「地位の積み上がり」による権利の強さは、より強いとすることができるかもしれない。なぜなら、租税による老齢基礎年金の下層部分(国庫負担分)とは違って、配偶

者に将来老齢基礎年金が給付されることを目的として、第2号被保険者集団による拋出がなされているからである。さらに、育児休業中の厚生年金保険料免除にかかる年金給付については、「金銭とは別の形での貢献」と金銭給付が対応しているものとみてとるならば、それはアトキンソンの説く「参加所得」に近いものとして、第3号被保険者期間にかかる給付とも違うものとして議論される余地もあるだろう。

このように考えるならば、カナダのOAS年金のようなBI構想においてなされる議論に親和的な居住という地位（「ある人が存在していることそのものに着目する基準」（太田 [2011 : 213]）による給付と、育児休業中の厚生年金保険料免除のように、アトキンソンのいう「参加所得」に近い給付とに分けて考えることも出来よう。この点もまた、日本の基礎年金における各種の給付類型について考えたり、BI構想について議論したりする際に、重要となってくるように思われる<sup>64</sup>。

## 7. おわりに

本稿は、グッディンの用いる3つの分析枠組みを用いて日本とカナダの年金制度とBIの構造を分析すること（目的①）、保険料免除期間にかかる老齢基礎年金の給付について、同様に拋出を要件としないカナダのOAS年金や、BIの議論で想定されている給付との異同について考察すること（目的②）、また、それらが、どのような法的な差異を有しているかについて検討をなすこと（目的③）を目的とするものであった。

これに対して、本稿の分析・考察より得られたものを結論的にまとめると、以下ようになる。

国民年金においては、様々な相互性のパターン（3.1）や給付の原理（3.4）を見出すことができる。また、日本の老齢基礎年金の下層（国庫負担分）やカナダのOAS年金とBIには、相互性の構造において「地位」と「金銭」が対応するという共通点も見出すことができる（4.3と5.3）、が、社会保険料拋出義務の解除を要件とするか否か等の相違点について留意が必要であ

る。また、老齢基礎年金の下層（国庫負担分）やカナダOAS年金と、BIとでは、「地位の積み上がり」に対応する給付か、「地位そのもの」に対応する給付かという点に起因する法的に異なる性質を見出すことができる（第6章）。

近年、社会保障をとりまく経済・財政状況が厳しい中であって、社会保障法学においても、負担の側面に着目し、社会保険方式を評価する議論が多く見受けられ、年金についてもその例外ではない<sup>65</sup>。しかし、本稿でみてきたように、現行の老齢基礎年金の中においても、保険料（金銭）と年金（金銭）の対応だけではなく、多様な相互性のパターンが見受けられるところ、老後の最低保障としての老齢基礎年金において生じている諸問題について、「相互性の構造」の多様性への理解を前提とした上で、より具体的な検討作業がなされる必要もあるように思われる。

この点、障害学から提起されているような、「互惠性基準を相対化するアプローチ」の必要性などの議論<sup>66</sup>も踏まえて、価値としての自律の重視が、基礎年金の方法としての社会保険方式とどのような関係を持つのかについての、さらなる議論が必要であると考え。この事について、次稿では、障害学の提起するディスアビリティの観点から、現行の基礎年金制度を規範的に検討することとしたい。

## 注

- 1) 星野秀治 [2013] 「老齢基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察——保険料免除期間の算入の問題を中心に」『社会関係研究』第19巻第1号
- 2) 西村淳 [2013: 271] 参照。なお、西村 [2013] は英豪両国の比較法的研究から、その所得保障の歴史を貢献原理と地位原理とのせめぎあいの歴史とみる。
- 3) 堀勝洋 [2009]、台豊 [2009] などを参照。
- 4) 本稿では、reciprocityを「互惠性」と訳すことにするが、平野 [2012]

の議論を紹介するときは、平野の用法に従い「互酬性」「多様な互酬性」の語を用いる。

- 5) diverse reciprocityについては、田村哲樹 [2008] は、「多様な互恵性」という訳語を用い、フィッツパトリックとは若干異なる意味合いで使っているが、有償労働を互恵性の核心とみなさない点では共通している。この点について、本稿では、主に無償労働と「政治」という2つの「貢献」を重視する観点から「多様な互恵性」という訳を用いる田村の理解に基づき、「多様な互恵性」の訳語を用いることにしたい。
- 6) 「多様な互酬性」と「新しい互酬性」の違いについて平野 [2012 : 252] 参照。
- 7) この点においてグッディンは互酬性 (reciprocity) と相互性 (mutuality) を区別して論じていることに注意する必要がある。
- 8) 平野 [2012 : 248]。
- 9) ただし、平野 [2012 : 249] のように、一方では、BIやNHSを「多様な互酬性」と位置づけてもいるとも理解可能な箇所がある。
- 10) ただし、社会保障制度は、文化人類学でいうところの「市場交換」「互酬性」「再分配」のいずれに該当するのかについて、今一度、慎重な議論が必要なようにも思われる。各種社会保障制度は、そこに見受けられる「対価性」などにより交換を擬制しつつも「市場交換」そのものでないことは明らかであろうが、それをこの分類のレベルにおける「互恵性」にカテゴライズしてよいかという問題が残るようにも思われる。
- 11) 「ここでいう社会的権利とは、最低限の経済的および社会的生活を維持する権利を指す。」(平野 [2012 : 252]) とされる。
- 12) グッディンは、「互恵性 (reciprocity)」を、「相互性 (mutuality)」よりも、双方が責任を負うことについての理由の要素を含む、より実質的な概念として位置づけている (Goodin [2002 : 584-585])。
- 13) 原則として田中成明 [2011] 『現代法理学』から引用するが、一部、その元となったテキストである田中成明 [1994] 『法理学講義』から引

用することがある。

- 14) 田中 [2011 : 217-] 参照。
- 15) 田中 [1994 : 157] では、「普遍主義的互酬的規範関係」と「互酬」の語が用いられている。
- 16) 田中 [1994 : 164]。
- 17) 田中 [2011 : 234] 参照。
- 18) 田中 [2011 : 236] 参照。
- 19) 「政策形成や各種の市民運動・住民運動などにおける権利闘争の指導理念として無視し難い独自の規範的影響力をもっている現状をみるならば、人権についても、司法的保護・救済と直接結びつく以前の段階において成立する第一次的権利義務関係を、すでに“法的”関係としてとらえて、法理的考察の視野のなかに取り込む必要性は、一段と高まってきていると言ってよいであろう」(田中 [2011 : 236])。
- 20) もし、仮に、BIや最低保障年金、カナダのOAS、老齢基礎年金下層などに通底する道徳的権原を見いだすことができたならば、既存の社会保障の諸制度をBIの生成段階の文脈のうちに整理して記述することが可能であるかもしれない。
- 21) 岡野八代 [2009] 参照。
- 22) 義務 (duty) と責任 (responsibility) の区分については、グッディンの議論を受けた平野 [2012] の整理を採用しておきたい。すなわち、グッディンは「主体Aは状態Xが確実なものとなるようにすべきである (A ought to see to it that X)」というかたちで表現される規則であるが、「責任 (responsibility) は、帰結主義的 (consequentialistic) な倫理であるのに対して、義務 (duty) は義務論的 (deontological) な倫理である。義務は何らかの行為を命じるものであるのに対して、責任は何らかの結果を命じる」(Goodin [1986 : 50]) ものとして区別する。これを受けて平野は、義務 (duty/obligation) は「原理や規則に基づいて命じられる行為」であり、責任 (responsibility) は「特定の結

- 果の達成を引き受けること」として区別する。
- 23) 田中 [1994 : 154] 参照。
  - 24) 対応する権利のない義務について田中 [2011 : 218] 参照。未来の世代に対する義務の問題などもこれに含まれるであろう。
  - 25) 代表的なものとして、菊池馨美 [2010] を挙げることができる。
  - 26) 秋元美世 [2012] 参照。
  - 27) 「居住は労働とは異なり、ある人が存在していることそのものに着目する基準」であるとする太田匡彦 [2011 : 213] の指摘は、この点において示唆に富む。
  - 28) Goodin [2002 : 580-581] 参照。
  - 29) Goodin [2002 : 581] 参照。
  - 30) 「緩い相互性」の語を用いるものとして太田 [2011 : 208] 参照。
  - 31) 届出によって、保険料納付義務を解除されているという点では、一般の納付義務としてのモデル2とは厳密には意味合いが若干異なるだろう。モデル2内部での違いについての詳細な検討が必要であるが、それは、老齢基礎年金についての考察の部分でなす。
  - 32) 丸谷浩介 [2006 : 156-157] 参照。また、高嶋淳子 [2013] は、「老齢年金の特殊性」として、「リスクの発生が確実な老齢年金では、他の社会保険に比べて社会連帯をもとにして扶助原理による修正をなし得る余地は小さい」とする。
  - 33) 前稿（星野 [2013]）では、「上層（保険料分）について「上層A」、「下層（国庫負担分）について「下層B」という表現を用いた。
  - 34) 国民年金においては中央政府（国）が保険者であることについて堀 [2013 : 116-] 参照。
  - 35) 事業主については、2000（平成12）年改正による。
  - 36) 高嶋 [2013 : 33] 参照。
  - 37) この点について、星野 [2010] で論じた。
  - 38) 星野 [2013] 参照。これらとBIの法理との関連の有無についても、今

後考察が深められる必要があるだろう。

- 39) この点について、高島淳子 [2013 : 26] による国民年金と厚生年金の免除の効果を4段階に整理する議論が参考になる。すなわち、高島は、国民年金と厚生年金の免除の効果は、①保険料を納付しない時期が受給資格期間に算入されるのみで、老齢年金の受給額に影響しないもの（学生納付特例など）、②保険料を納付しない時期が受給資格期間に算入され、かつその免除期間に対して国庫負担分の老齢年金の受給が認められるもの（法定免除など）、③保険料を納付しない時期が受給資格期間に算入されつつ、その期間に対応する老齢基礎年金は満額認められるもの（第3号被保険者）、④保険料を納付しない時期が受給資格期間に算入され、かつその期間に対応する老齢厚生年金について、従前の水準が保障されるもの（育児休業中及び産前産後休業中の免除）の四段階に整理できるとする。
- 40) Pieters [2006 : 6=2009 : 15] 参照。
- 41) Atkinson [1996 : 68-69] 参照。
- 42) ただし、カナダのOAS年金は、日本の老齢基礎年金のみに対応し、障害基礎年金などに対応する給付は含まないことに留意が必要である。
- 43) OAS年金や加給手当等の所得以外からの所得がほとんどゼロに等しい高齢者に対して、OAS年金を補足するために支給されるもの。OAS年金には所得税が課税されるのに対して、GISは課税されない。
- 44) 1975年に配偶者手当（Spouse's Allowance: SPA）として実施されたもの。60～65歳までの低所得者に対して、OAS年金を受給できるまでのつなぎとして、ミーンズテストつきで給付される。
- 45) <http://www.servicecanada.gc.ca/eng/services/pensions/oas/pension/index.shtml>
- 46) 同様の評価をするものとして、各国の基礎年金制度を比較分析して考察を深める鎮目真人 [2008] がある。
- 47) ビスマルク型の社会保障の影響が強い日本の社会保障と違い、カナダの社会保障はベヴァリッジ型として展開しており、日本においては被用

者保険としての厚生年金が先に出来て後から基礎年金が整備されたのに対して、カナダにおいては、老齢基礎年金であるOAS年金が先に整備され、後からC/QPPが整備された。この点について、後述のように、カナダ独自の国の成り立ちによる連邦主義の影響も考慮される必要がある。

- 48) これらの背景として、移民を積極的に受け入れてきた国家としてのカナダの特性に留意する必要がある（林直嗣 [1999: 30] 参照。）。また、最低生活保障としては別に公的扶助があり、また、アルバータ、ブリティッシュコロンビア、ノバスコシア、マニトバ、オンタリオ、サスカチュワン州は、独自に低所得の高齢者を対象とした所得審査付きの所得保障制度を実施していることに留意が必要である（丸山桂 [1999: 127] 参照。）。
- 49) 例えば、障害を理由とする給付についてCPPにおいては、s.44(1)(a)やs.56にDisability Pensionの規定があるのに対し、OASAにおいては、給付要件を定めるs.3-5にはそのような規定は見られない。
- 50) クローバック・システムの遷移の詳細については、岩崎利彦 [2008: 139-] に詳しい。
- 51) カナダの年金制度の歴史的な生成過程についてBryden [1974] に詳しい。
- 52) 1931年にはその負担が3/4にされた。
- 53) この転換点としての、失業保険法の成立（1940）とその経緯が特に着目される必要がある。政府間関係に着目するならば、カナダ社会保障の歴史は、社会保障前史、州による社会保障の登場、連邦政府の関与の開始、連邦政府の直接的な保障の整備、といった段階で整理できるだろう（カナダ社会保障の歴史的な展開について、より一般的な視点から区分するものとして、岡本民夫 [1990: 93] 参照）。失業保険法の成立までは、その憲法をなしている「英領北アメリカ法」の91条の解釈により、社会保障の領域は州政府の管轄事項となっていて、所得保障の分野においても、連邦政府は連邦補助金を州政府に出すという形をとっていた（この点について松井茂記 [2012: 120] に詳しい）。



- 54) Hick [2007 : 340] 参照。
- 55) 1996年に、OAS年金とGISの統合計画が提案されたが、1998年に撤回された。統合計画については、丸山 [1999] に詳しい。
- 56) 武川 [2005 : vi] は、基礎年金の国庫負担の引き上げが「BIのシステムへと近づいていくことを意味する」とする。
- 57) Hum and Simpson [1992 : 11] 参照。また、フィッツパトリックも、「BIが導入される可能性が一番高い国としてカナダの名をあげたとしてもけっして誇張とはならないだろう」(Fitzpatrick [1999 : 13=2005 : 15] )と述べる。
- 58) 鎮目 [2008] 参照。
- 59) 北明美 [2008 : 161] 参照。
- 60) この点、居住に加えて国籍等を要求するか否かがさらに検討されるべきだろう。また、20歳前障害による障害基礎年金のように国外に居住した場合に支給停止される給付が国民年金の中に存在することの意味も見定められなければならない。
- 61) 太田 [2000] 参照。
- 62) 星野 [2013 : 10-11] 参照。
- 63) その際に、いかなる司法的な審査基準が採用されるべきかが、なお詰められるべき論点として残る。
- 64) この点について、ラディカルなBIの基本型とそうでない穏健な応用型BIを区分して論じるもの新川敏光 [2014 : 211-] がある。
- 65) 例えば、菊池は自律基底的社会保障法論の立場をとり、「筆者のように個人の主体性や自律を重視する規範的立場からすれば、年金制度をめぐって、さらに以下のような事項が重視される必要がある。まず、社会保障法関係において想定されるべき基礎的法主体としての個人が、能動的主体的な権利義務主体であることからすれば、一方的に給付を受けるにとどまらず、自らも一定の『負担』をなすべきことが求められる。ここにいう『負担』とは、もっとも端的には財政抛出という形でなされ

る。こうした観点から、負担と給付が一对一对応する点に制度の本質を見出し得る社会保険の仕組みを積極的に評価すべきではないかと思われる。このことはまた、ともすれば国家のパターナリスティックな介入を招きかねない国家対個人の関係において個人の主体性を確保することにも結びつき得る」(菊池 [2007: 34]) とする。

66) 星加良司 [2011: 250] 参照。

### 【文献表】(引用文献と参考文献)

- ・ Atkinson, A. B. [1996] “The Case for a Participation Income,” *The Political Quarterly*, Vol.67, No.1.
- ・ Bryden, Kenneth [1974] *Old Age Pensions and Policy-Making in Canada*, McGill-Queen’s University Press
- ・ Pieters, Danny [2006] *Social Security: An Introduction to the Basic Principles*, Kluwer Law International BV = 河野正輝監訳 [2011] 『社会保障の基本原則』法律文化社
- ・ Fitzpatrick, Tony [1999] *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan. = 武川正吾・菊池英明訳 [2005] 『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房
- ・ Fitzpatrick, Tony [2003] *After the New Social Democracy: Social Welfare for the Twenty-First Century*, Manchester University Press.
- ・ Goodin, Robert E [1986] “Responsibilities,” *The Philosophical Quarterly*, 36(142): 50-6
- ・ Goodin, Robert E [2002] “Structures of Mutual Obligations,” *Journal of social Policy*, 31(4): 579-96
- ・ Hick, Steven [2007] *Social Welfare in Canada –Understanding Income Security*, Thompson Educational Publishing
- ・ Hum and Simpson [1992] “Demogrant Transfers in Canada and the Basic Income Standard.” *Basic income Research Group Bulletin*, No.15.

- ・ Van Parijs, Philippe [1995] *Real Freedom for All-What (if anything) can justify capitalism?*, Oxford University Press. = 後藤玲子・齊藤拓訳 [2009] 『ベーシック・インカムの哲学——すべての人にリアルな自由を（新装版）』 勁草書房
- ・ 秋元美世 [2012] 「ベーシック・インカム構想の法的検討」 日本社会保障法学会編 『新・講座 社会保障法3 ナショナルミニマムの再構築』、法律文化社
- ・ 岩崎利彦 [2008] 『カナダの社会保障：医療・介護・年金』 財形福祉協会
- ・ 太田匡彦 [2011] 「対象としての社会保障——社会保障法学における政策論のために」 岩村正彦・菊池馨美責任編集 『社会保障法研究』 第1号
- ・ 岡野八代 [2009] 『シティズンシップの政治学 [増補版]——国民・国家主義批判』 白澤社
- ・ 岡本民夫 [1999] 「第5章 社会保障の歴史」 城戸喜子・塩野谷祐一編 『先進諸国の社会保障③カナダ』 東京大学出版会
- ・ 佐藤幸治 [1995] 『憲法（第3版）』 青林書院
- ・ 鎮目真人 [2008] 「基礎年金制度の類型とその決定要因——ベーシック・インカムとの関係に焦点を当てて」 武川正吾編著 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社
- ・ 新川敏光 [2014] 『福祉国家変革の理路——労働・福祉・自由』 ミネルヴァ書房
- ・ 河野正輝 [2008] 「諸外国における社会保険改革と基本理念」 『社会関係研究』 第13巻第2号
- ・ 菊池馨美 [2010] 『社会保障法制の将来構想』 有斐閣
- ・ 北明美 [2008] 「日本の児童手当制度とベーシック・インカム——試金石としての児童手当」 武川正吾編著 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社
- ・ 台豊 [2009] 「医療保険料(被保険者負担)と保険者による給付の間の『対価性』について」 『青山法学論集』 第51巻第1・2号合併号

- ・ 武川正吾 [2005] 「訳者まえがき」 トニー・フィッツパトリック著 武川正吾・菊池英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房
- ・ 武川正吾 [2008] 「21世紀社会政策の構想のために——ベーシック・インカムという思考実験」武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社
- ・ 田中成明 [1994] 『法理学講義』有斐閣
- ・ 田中成明 [2011] 『現代法理学』有斐閣
- ・ 田中茂樹 [1989] 「法体系生成における原基形態と互酬性」日本法哲学会編『法哲学年報1988』
- ・ 田村哲樹 [2008] 「シティズンシップとベーシック・インカム」武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社
- ・ 西村淳 [2013] 『所得保障の法的構造——英豪両国の年金と生活保護の制度史と法理念』信山社
- ・ 林直嗣 [1999] 「第2章 経済と人口・社会構造」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障③カナダ』東京大学出版会
- ・ 平野寛弥 [2012] 「社会政策における互酬性の批判的検討——新たな社会構想としての『多様な互酬性』の可能性」『社会学評論』第63巻第2号
- ・ 星加良司 [2011] 「障害者は『完全な市民』になりえるか？」松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社
- ・ 星野秀治 [2010] 「負担の免除事由・免除基準・免除の効果」河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編『社会保険改革の法理と将来像』法律文化社
- ・ 星野秀治 [2013] 「老齢基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察——保険料免除期間の算入の問題を中心に」『社会関係研究』第19巻第1号
- ・ 堀勝洋 [2009] 『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』ミネルヴァ書房
- ・ 堀勝洋 [2013] 『年金保険法〔第3版〕』法律文化社

- ・ 松井茂記 [2012] 『カナダの憲法——多文化主義の国のかたち』 岩波書店
- ・ 丸谷浩介 [2006] 「社会保険の費用負担——保険料負担軽減とその効果を中心に」 日本社会保障法学会編『社会保障法』第21号 法律文化社
- ・ 丸山桂 [1999] 「第6章 年金制度」 城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障③カナダ』 東京大学出版会
- ・ モース研究会 [2011] 『マルセル・モースの世界』 平凡社新書

**Payment requirements of social security: analysis of mutuality  
regarding Basic Pension in Japan, and Canada, and Basic Income**

**HOSHINO Hideharu**

This paper aims to analyze full exemption from contribution to the National Pension Benefit, and OAS Pension in Canada, and Basic Income, by applying the analytical framework of R. Goodin.

Chapter 1 will set the objective of this paper and Chapter 2 will present the analytical framework. Chapter 3 will analyze the National Pension Benefits in Japan whereas Chapter 4 discusses the OAS pensions in Canada. Lastly, Chapter 5 analyzes Basic Income and Chapter 6 will describe “the buildup of status” with Social Security Benefits.

As a result, the following tendencies and differences have been discovered. There were various pattern of mutuality the National Pension in Japan (3.1 and 3.2). It is possible to divide these benefits into four principles: the principle of contribution, principle of status, principle of “participation income” and the principle of social compensation (3.4). Full exemption from contribution payments to the National Pension Benefit in Japan and OAS pension in Canada and Basic Income are common in terms of the principle of status (4.3 and 5.3). However, their structures are different and we must note that Basic Income only requires current status, where full exemption from contribution payments to the National Pension Benefits in Japan and the OAS pension in Canada require “the buildup of status” (Chapter 6).